

議案説明資料

平成26年第5回市議会（定例会）

- 議案第206号 平成26年度福岡市一般会計補正予算案（教育委員会所管分）
・・・・・・・・ P 1
- 議案第225号 福岡市立小学校設置条例等の一部を改正する条例案
・・・・・・・・ P 8
- 議案第226号 福岡市立学校校舎校庭使用料条例の一部を改正する条例案
・・・・・・・・ P11
- 議案第227号 福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
・・・・・・・・ P13
- 議案第253号 福岡市立雁の巣児童体育館に係る指定管理者の指定について
・・・・・・・・ P27
- 議案第258号 第2給食センター整備運営事業に係る契約の締結について
・・・・・・・・ P30

平成26年12月
教育委員会

議案第206号 平成26年度福岡市一般会計補正予算案(教育委員会所管分)

1. 歳入歳出予算補正

款 項	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の	
				特 定	
				国県支出金	地方債
	千円	千円	千円	千円	千円
(12) 教 育 費	51,833,223	△197,546	51,635,677	△2,709	—
1. 教育総務費	12,764,522	△79,464	12,685,058	—	—
2. 小学校費	19,404,230	△164,697	19,239,533	△871	—
3. 中学校費	11,963,986	73,570	12,037,556	△1,838	—
4. 高等学校費	3,711,310	△6,433	3,704,877	—	—
5. 幼稚園費	292,565	△3,264	289,301	—	—
6. 特別支援学校費	1,905,666	△10,260	1,895,406	—	—
7. 社会教育費	1,790,944	△6,998	1,783,946	—	—
合 計	51,833,223	△197,546	51,635,677	△2,709	—

財 源 内 訳			説 明
財 源		一般財源	
その他	計		
千円	千円	千円	
1,365	△1,344	△196,202	1. 給与費等の減額 △244,030 千円 ○教育総務費 ・給与費等の減額 △79,464 ○小学校費 ・給与費等の減額 △171,638 ○中学校費 ・給与費等の追加 34,027 ○高等学校費 ・給与費等の減額 △6,433 ○幼稚園費 ・給与費等の減額 △3,264 ○特別支援学校費 ・給与費等の減額 △10,260 ○社会教育費 ・給与費等の減額 △6,998
—	—	△79,464	
105	△766	△163,931	〔関連歳入〕 (22)諸収入 1,365 千円 健康保険料 913 雇用保険料収入 452
79	△1,759	75,329	2. 就学援助費の追加 46,484 千円 ○小学校費 6,941 ・就学援助費の追加 ○中学校費 39,543 ・就学援助費の追加
1,056	1,056	△7,489	〔関連歳入〕 (16)国庫支出金 △2,709 千円 就学援助費補助金
74	74	△3,338	
51	51	△10,311	
—	—	△6,998	
1,365	△1,344	△196,202	

就学援助費の補正について

1 事業概要

経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図る。

2 今回補正額

	補正額 (1) + (2)	(1) 入学準備金の支給時期の前倒しに伴う追加	(2) 認定者数が見込みを下回ったことによる減額
小学校費	6,941千円	18,601千円	△ 11,660千円
中学校費	39,543千円	72,958千円	△ 33,415千円
合計	46,484千円	91,559千円	△ 45,075千円

3 補正理由

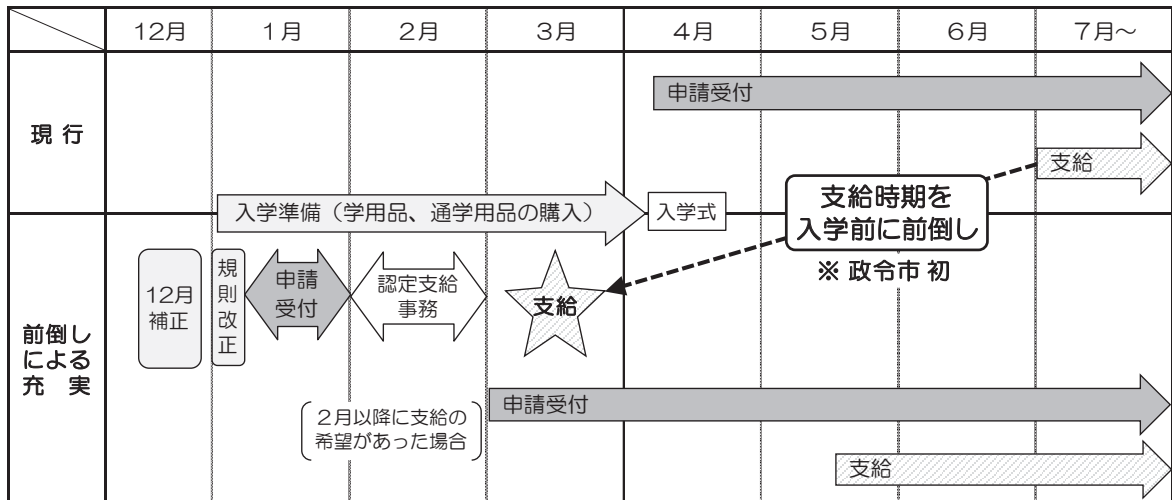
(1) 入学準備金の支給時期の前倒しに伴う追加

入学時の学用品、通学用品の購入経費として支給する入学準備金について、学用品等を購入する時期を配慮し、支給時期を現行の7月以降から3月に前倒しすることとし、所要額を追加するもの。

小学校費 18,601千円 (≒ 909人×20,470円) ※平成27年度 小1認定者数見込みの30%

中学校費 72,958千円 (≒ 3,098人×23,550円) ※平成26年度 小6認定者数見込み

合計 91,559千円 (4,007人)



(2) 就学援助認定者数が年度当初見込みを下回ったことによる減額

小学校費 △ 11,660千円

中学校費 △ 33,415千円

合計 △ 45,075千円

	当初見込み (A)		決算見込み (B)		差引増減 (B)-(A)	
	認定者数	認定率	認定者数	認定率	認定者数	認定率
小学校	18,042人	23.4%	17,883人	23.3%	△ 159人	△0.1ポイント
中学校	9,673人	26.6%	9,300人	25.7%	△ 373人	△0.9ポイント
合計	27,715人	24.4%	27,183人	24.1%	△ 532人	△0.3ポイント

2. 繰越明許費補正

款	項	目
(12) 教育費	2. 小学校費	3. 小学校建設費

事業名	関係予算額	繰越額	繰越事由
学校規模適正化事業	千円 769,177	千円 211,424	工期の都合により、年度内に完了しないため。

議案第225号 福岡市立小学校設置条例等の一部を改正する条例案

1 改正の理由

教育環境を整備し、学習効果の向上を図るため、住吉小学校及び住吉中学校を新築移転し、両校を併設することに伴い、その位置を改める必要があるため改正を行うもの。

2 改正の内容

現 行	改 正 案								
<p>○福岡市立小学校設置条例</p> <p>学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条の規定に基づき、児童の心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すため、小学校を次のように設置する。</p> <p>本則の表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福岡市立住吉小学校</td> <td style="text-align: center;">福岡市博多区住吉四丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	福岡市立住吉小学校	福岡市博多区住吉四丁目	<p>○福岡市立小学校設置条例</p> <p>学校教育法(昭和22年法律第26号)第38条の規定に基づき、児童の心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すため、小学校を次のように設置する。</p> <p>本則の表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福岡市立住吉小学校</td> <td style="text-align: center;">福岡市博多区美野島三丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	福岡市立住吉小学校	福岡市博多区美野島三丁目
名称	位置								
福岡市立住吉小学校	福岡市博多区住吉四丁目								
名称	位置								
福岡市立住吉小学校	福岡市博多区美野島三丁目								
<p>○福岡市立中学校設置条例</p> <p>学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の規定に基づき、小学校における教育の基礎の上に、生徒の心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すため、中学校を次のように設置する。</p> <p>本則の表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福岡市立住吉中学校</td> <td style="text-align: center;">福岡市南区清水一丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	福岡市立住吉中学校	福岡市南区清水一丁目	<p>○福岡市立中学校設置条例</p> <p>学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の規定に基づき、小学校における教育の基礎の上に、生徒の心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すため、中学校を次のように設置する。</p> <p>本則の表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">福岡市立住吉中学校</td> <td style="text-align: center;">福岡市博多区美野島三丁目</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	福岡市立住吉中学校	福岡市博多区美野島三丁目
名称	位置								
福岡市立住吉中学校	福岡市南区清水一丁目								
名称	位置								
福岡市立住吉中学校	福岡市博多区美野島三丁目								

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

学校規模適正化事業（住吉中ブロック）について

1 事業概要

住吉中学校ブロックにおいては、住吉小学校の小規模校化、住吉中学校の校区外設置及び各校校舎の老朽化といった課題を有しており、これらの課題を一体的に解決するため、住吉小学校及び美野島小学校を統合し、住吉中学校を併設した施設一体型の小中連携校を新たに旧美野島小学校用地に整備している。

施設一体型の小中連携校は平成 27 年度開校に向け整備を進めているが、住吉小学校及び美野島小学校は先行して平成 24 年 4 月に統合しており、新校舎開校までの間、現住吉小学校の校舎で学校運営を行っている。

2 これまでの協議経過等

時 期	経 緯
平成 21 年 4 月	小中学校再編について、地域・保護者との協議を開始
平成 23 年 3 月	「住吉中学校ブロックの小中学校再編に関する計画書」を策定
平成 23 年 5 月	「住吉中学校ブロック小中連携校開校準備委員会」を設置し、開校に向けた協議を開始
平成 24 年 4 月	住吉小学校と美野島小学校を統合
平成 25 年 5 月	新校舎建設工事に着手
平成 27 年 4 月	施設一体型小中連携校開校（予定）

<参考> 住吉小学校及び美野島小学校の児童数・学級数

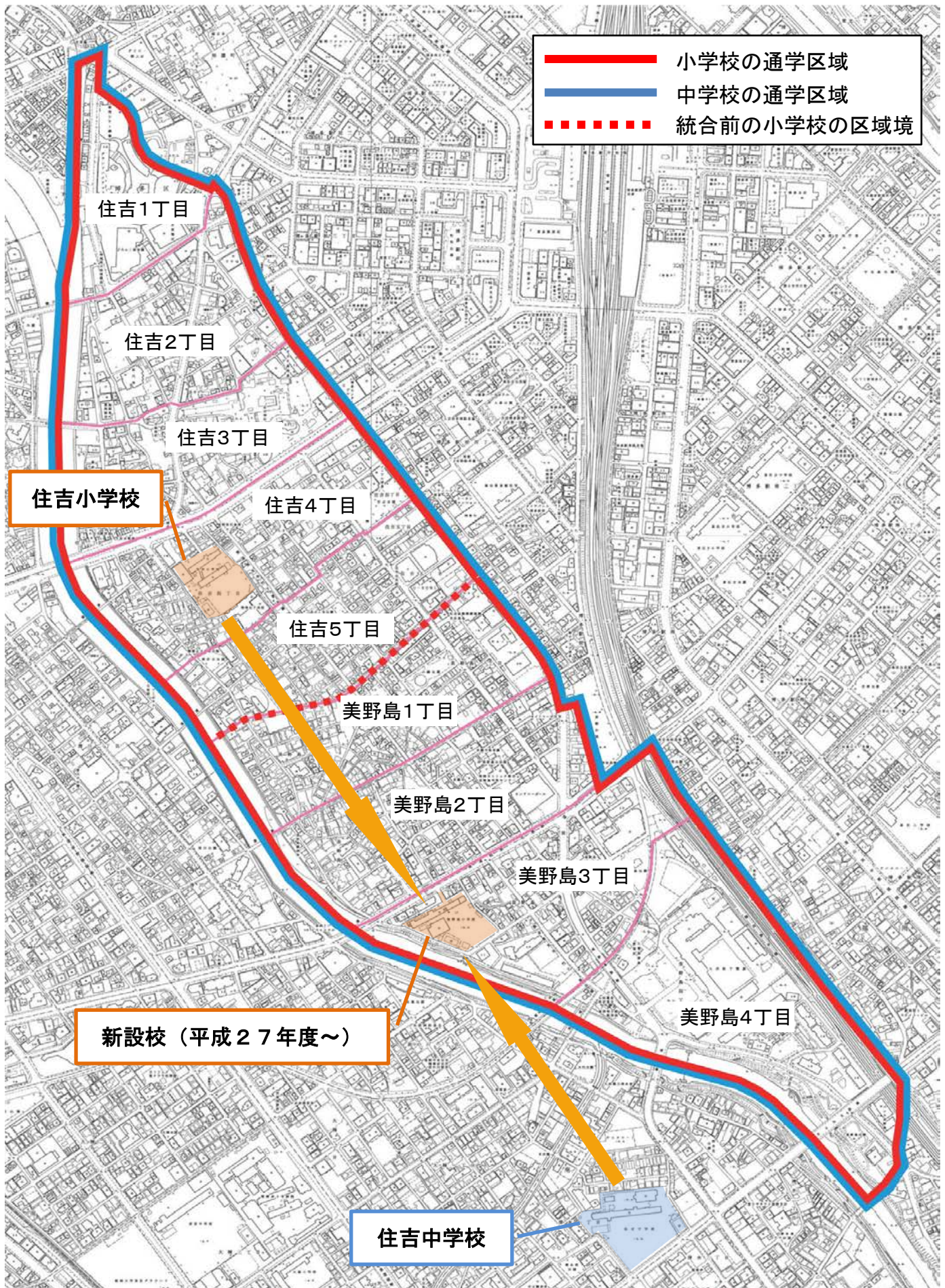
(1) 統合前の状況（平成 23 年 5 月 1 日現在）

		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特支	計
住吉小学校	児童数	21	24	19	23	13	20	5	125
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	7
美野島小学校	児童数	71	55	106	66	78	73	5	454
	学級数	3	2	4	2	2	2	1	16

(2) 今後の推移

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
住吉小学校	児童数	562	536	561	561	565	567	589
	学級数	18	18	19	19	19	18	19

※特別支援学級を除く



議案第 226 号 福岡市立学校校舎校庭使用料条例の一部を改正する条例案

1 改正の理由・内容

市立学校の施設の更なる有効活用及び使用者の利便の向上を図るため、講堂兼体育館等の使用料の算定における時間の単位を改める等の改正を行うもの。

2 施行期日および施行期日前における使用料の徴収

(施行期日)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日前における使用料の徴収)

この条例の公布の日以後においては、この条例の施行の日前においても、同日以後の市立学校の施設の使用について、この条例による改正後の福岡市立学校施設使用料条例の規定の例により使用料を徴収することができる。

○福岡市立学校校舎校庭使用料条例（昭和23年福岡市条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 案																																																													
○福岡市立学校校舎校庭使用料条例		○福岡市立学校施設使用料条例																																																													
<p>第1条 市立学校の校舎及び校庭を使用するものは、この条例の定めるところにより使用料を納めなければならない。</p> <p>第2条 使用料は、別表のとおりとする。但し、特別の事由があるときは、教育委員会は、使用料を減免することができる。</p> <p>第3条 使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>第4条 既に納めた使用料は返還しない。但し、使用しないことにつき正当の理由があるときはこの限りでない</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会がこれを定める。</p>		<p>第1条 市立学校の施設を使用する者は、この条例の定めるところにより使用料を納めなければならない。</p> <p>第2条 使用料は、別表のとおりとする。但し、特別の事由があるときは、教育委員会は、使用料を減免することができる。</p> <p>第3条 使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>第4条 既に納めた使用料は返還しない。但し、使用しないことにつき正当の理由があるときはこの限りでない</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会がこれを定める。</p>																																																													
別表		別表																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">料 金 区 分</th> </tr> <tr> <th>午前8時から 午後6時まで</th> <th>午後6時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">校 舎</td> <td rowspan="2">講堂兼体育館</td> <td>一 般</td> <td>1,500 円</td> <td>2,200 円</td> </tr> <tr> <td>公 共</td> <td>700 円</td> <td>700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柔 剣 道 場</td> <td>一 般</td> <td>1,000 円</td> <td>1,400 円</td> </tr> <tr> <td>公 共</td> <td>500 円</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教 室</td> <td>一 般</td> <td>700 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>公 共</td> <td>400 円</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">校 庭</td> <td>一 般</td> <td>1,500 円</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>公 共</td> <td>700 円</td> <td>700 円</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	使用区分	料 金 区 分		午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	校 舎	講堂兼体育館	一 般	1,500 円	2,200 円	公 共	700 円	700 円	柔 剣 道 場	一 般	1,000 円	1,400 円	公 共	500 円	500 円	教 室	一 般	700 円	1,000 円	公 共	400 円	400 円	校 庭	一 般	1,500 円	1,500 円	公 共	700 円	700 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>使用区分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">講堂兼体育館</td> <td>一 般</td> <td rowspan="6">1 時間 につき</td> <td>円 250</td> </tr> <tr> <td>公 共</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">柔 剣 道 場</td> <td>一 般</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>公 共</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">教 室</td> <td>一 般</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>公 共</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">校 庭</td> <td>一 般</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>公 共</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	使用区分	単 位	金 額	講堂兼体育館	一 般	1 時間 につき	円 250	公 共	150	柔 剣 道 場	一 般	150	公 共	100	教 室	一 般	100	公 共	50	校 庭	一 般	200	公 共	100
種 別	使用区分			料 金 区 分																																																											
		午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで																																																												
校 舎	講堂兼体育館	一 般	1,500 円	2,200 円																																																											
		公 共	700 円	700 円																																																											
	柔 剣 道 場	一 般	1,000 円	1,400 円																																																											
		公 共	500 円	500 円																																																											
教 室	一 般	700 円	1,000 円																																																												
	公 共	400 円	400 円																																																												
校 庭	一 般	1,500 円	1,500 円																																																												
	公 共	700 円	700 円																																																												
種 別	使用区分	単 位	金 額																																																												
講堂兼体育館	一 般	1 時間 につき	円 250																																																												
	公 共		150																																																												
柔 剣 道 場	一 般		150																																																												
	公 共		100																																																												
教 室	一 般		100																																																												
	公 共		50																																																												
校 庭	一 般	200																																																													
	公 共	100																																																													
備考 夜間照明施設の利用を伴う場合の校庭の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、2,500 円とする。		備考 <ol style="list-style-type: none"> 夜間照明施設の利用を伴う場合の校庭の使用料の額は、当該利用の時間1時間につきこの表に掲げる使用料の額に600円を加算した額とする。 「一般」とは、次項に定める使用以外の使用をいう。 「公共」とは、次に掲げる場合の使用をいう。 <ol style="list-style-type: none"> 市又は教育委員会が後援する事業のため使用するとき。 教育委員会が教育行政上の必要があると認めるとき。 																																																													

議案第 227 号

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正の理由

人事委員会の勧告等に鑑み、教育職員の給料月額の改定等を行う必要があるため、改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 給料表等の改定

教育職給料表については福岡県立高等学校等の教育職員の給料表との均衡を考慮して改定を行うよう人事委員会から勧告されていることを受け、給料表等を引き上げることにより改定を行う。

【平均給与月額の改定】(経過措置額含む)

給料表別	現 行	改定後	改定額
教育職(1)	478,104円	478,927円	823円(0.17%)
教育職(2)	421,255円	422,469円	1,214円(0.29%)

(注) 教職調整額、給料の調整額、加算額等を含む。

[参考]

行政職(1)	394,959円	395,571円	612円(0.15%)
--------	----------	----------	-------------

(2) 特定任期付教育職員給料表の改定

行政職の一般職の特定任期付職員給料表の改定に準じ、特定任期付教育職員給料表の改定を行う。

(3) 給料の調整額の改定

給料表の改定に伴い、給料の調整額定額表の改定を行う。

3 実施時期

平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

○福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年条例第12号）の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行		改 正 案					備 考
○福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年条例第12号）							
別表第1 教育職給料表（1）							
職員の 区分	職種の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員以外の職員	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000	423,100
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800	424,900
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600	426,700
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400	428,500
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100	430,100
	6	156,700	201,400	267,700	342,100	430,900	431,900
	7	158,500	203,100	270,300	344,400	432,700	433,700
	8	160,300	204,800	272,900	346,700	434,500	435,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300	437,300
	10	164,200	208,500	278,300	351,100	438,100	439,100
	11	166,200	210,400	281,000	353,300	439,900	440,900
	12	168,200	212,300	283,700	355,500	441,700	442,700
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600	444,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,800	445,500	446,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,900	447,400	448,400
	16	176,900	220,000	294,500	364,000	449,300	450,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100	452,000
	18	181,700	224,600	299,900	367,900	452,900	453,800
	19	184,200	227,300	302,600	369,900	454,700	455,600
	20	186,700	230,000	305,300	371,900	456,500	457,400
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400	459,000
	22	191,000	235,700	310,700	376,900	460,200	460,800
	23	192,700	238,600	313,400	377,800	462,000	462,600
	24	194,400	241,500	316,100	379,700	463,800	464,400
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700	466,100
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400	467,800
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100	469,500
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800	471,200

給料表の改定

現		行		改		正		案		備考	
29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600	29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
30	204,200	258,100	330,600	391,200	474,300	30	206,300	260,300	332,300	392,400	474,600
31	205,900	260,700	332,800	393,200	476,000	31	208,000	262,600	334,500	394,400	476,300
32	207,600	263,300	335,000	395,200	477,700	32	209,700	265,200	336,700	396,400	478,000
33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300	33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
34	211,000	268,200	339,300	398,800	480,300	34	213,100	270,100	340,900	399,800	480,500
35	212,800	270,700	341,500	400,500	481,300	35	214,900	272,600	343,100	401,400	481,500
36	214,600	273,200	343,700	402,200	482,300	36	216,700	275,100	345,300	403,000	482,500
37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400	37	218,300	277,700	347,500	404,600	483,400
38	218,100	278,400	348,100	405,000	484,400	38	220,100	280,300	349,700	406,100	484,400
39	219,900	281,000	350,300	406,500	485,400	39	221,900	282,900	351,900	407,600	485,400
40	221,700	283,600	352,500	408,000	486,400	40	223,700	285,500	354,100	409,100	486,400
41	223,600	286,100	354,700	409,600	487,500	41	225,600	287,900	356,200	410,700	487,500
42	225,400	288,600	356,800	411,100	488,500	42	227,400	290,400	358,300	412,200	488,500
43	227,200	291,100	358,900	412,600	489,500	43	229,200	292,900	360,400	413,700	489,500
44	229,000	293,600	361,000	414,100	490,500	44	231,000	295,400	362,500	415,200	490,500
45	230,900	296,000	363,100	415,700	491,600	45	232,700	297,800	364,600	416,700	491,600
46	232,600	298,700	365,100	417,300	492,600	46	234,400	300,400	366,600	418,300	492,600
47	234,300	301,400	367,100	418,900	493,600	47	236,100	303,000	368,600	419,900	493,600
48	236,000	304,100	369,100	420,500	494,600	48	237,800	305,600	370,600	421,500	494,600
49	237,600	306,600	371,200	421,900	495,700	49	239,400	308,200	372,600	422,900	495,700
50	239,200	309,100	373,200	423,500	496,700	50	241,000	310,700	374,600	424,500	496,700
51	240,800	311,600	375,200	425,100	497,700	51	242,600	313,200	376,600	426,100	497,700
52	242,400	314,100	377,200	426,700	498,700	52	244,200	315,700	378,600	427,700	498,700
53	244,100	316,500	379,100	428,200	499,800	53	245,900	318,100	380,500	429,200	499,800
54	245,700	318,700	380,900	429,800	500,800	54	247,500	320,300	382,200	430,800	500,800
55	247,300	320,900	382,700	431,400	501,800	55	249,100	322,500	383,900	432,400	501,800
56	248,900	323,100	384,500	433,000	502,800	56	250,700	324,700	385,600	434,000	502,800
57	250,600	325,400	386,200	434,500	503,800	57	252,300	327,000	387,400	435,400	503,800
58	252,200	327,600	387,900	436,100	504,800	58	253,900	329,200	389,000	436,900	504,800
59	253,800	329,800	389,600	437,700	505,800	59	255,500	331,400	390,600	438,400	505,800
60	255,400	332,000	391,300	439,300	506,800	60	257,100	333,600	392,200	439,900	506,800
61	257,000	334,100	392,600	440,800	507,800	61	258,500	335,700	393,800	441,400	507,800
62	258,600	336,300	394,000	442,400	508,800	62	260,100	337,900	395,200	443,000	508,800
63	260,200	338,500	395,400	444,000	509,800	63	261,700	340,100	396,600	444,600	509,800
64	261,800	340,700	396,800	445,600	510,800	64	263,300	342,300	398,000	446,200	510,800
65	263,400	342,900	398,100	447,200	511,900	65	264,700	344,300	399,300	447,600	511,900
66	264,800	345,100	399,500	448,800	512,900	66	266,300	346,500	400,700	449,200	512,900
67	266,400	347,300	400,900	450,400	513,900	67	267,900	348,700	402,100	450,800	513,900
68	268,000	349,500	402,300	452,000	514,900	68	269,500	350,900	403,500	452,400	514,900

現		行		改		正		案		備考
69	289,700	351,500	403,700	453,500	271,200	352,900	404,800	453,800	516,000	
70	271,200	353,500	405,100	455,100	272,600	354,900	406,200	455,400		
71	272,700	355,500	406,500	456,700	274,000	356,900	407,600	457,000		
72	274,200	357,500	407,900	458,300	275,400	358,900	409,000	458,600		
73	275,500	359,600	409,100	459,800	276,900	361,000	410,200	460,000		
74	276,900	361,600	410,500	460,800	278,300	363,000	411,600	460,900		
75	278,300	363,600	411,900	461,800	279,700	365,000	413,000	461,800		
76	279,700	365,600	413,300	462,800	281,100	367,000	414,400	462,800		
77	281,100	367,400	414,500	463,600	282,500	368,800	415,600	463,600		
78	282,300	369,100	415,900	464,500	283,700	370,500	416,900	464,500		
79	283,500	370,800	417,300	465,400	284,900	372,200	418,200	465,400		
80	284,700	372,500	418,700	466,300	286,100	373,900	419,500	466,300		
81	286,000	374,200	419,900	467,300	287,400	375,400	420,900	467,300		
82	287,200	375,700	421,200	468,300	288,600	376,800	422,200	468,300		
83	288,400	377,200	422,500	469,300	289,800	378,200	423,500	469,300		
84	289,600	378,700	423,800	470,300	291,000	379,600	424,800	470,300		
85	290,900	379,800	425,000	471,100	292,200	381,000	425,900	471,100		
86	292,400	381,200	426,200	472,000	293,700	382,400	427,100	472,000		
87	293,900	382,600	427,400	472,900	295,200	383,800	428,300	472,900		
88	295,400	384,000	428,600	473,800	296,700	385,200	429,500	473,800		
89	296,800	385,300	429,700	474,800	298,100	386,500	430,500	474,800		
90	298,200	386,600	430,800	475,700	299,500	387,800	431,500	475,700		
91	299,600	387,900	431,900	476,600	300,900	389,100	432,500	476,600		
92	301,000	389,200	433,000	477,500	302,300	390,400	433,500	477,500		
93	302,500	390,600	434,100	478,500	303,700	391,700	434,500	478,500		
94	303,900	391,900	435,200	479,400	305,100	393,000	435,500	479,400		
95	305,300	393,200	436,300	480,300	306,500	394,300	436,500	480,300		
96	306,700	394,500	437,400	481,200	307,900	395,600	437,500	481,200		
97	308,000	395,800	438,300	482,200	309,200	396,900	438,600	482,200		
98	309,300	397,000	439,100	483,100	310,500	398,100	439,300	483,100		
99	310,600	398,200	439,900	484,000	311,800	399,300	440,000	484,000		
100	311,900	399,400	440,700	484,900	313,100	400,500	440,700	484,900		
101	313,300	400,700	441,500	485,900	314,500	401,600	441,500	485,900		
102	314,600	401,900	442,100		315,700	402,800	442,100			
103	315,900	403,100	442,700		316,900	404,000	442,700			
104	317,200	404,300	443,300		318,100	405,200	443,300			
105	318,200	405,400	443,800		319,300	406,200	443,800			
106	319,300	406,600	444,400		320,400	407,300	444,400			
107	320,400	407,800	445,000		321,500	408,400	445,000			
108	321,500	409,000	445,600		322,600	409,500	445,600			

現		行		改		正		案		備考
109	322,500	410,100	446,200	323,500	410,700	446,200				
110	323,200	411,200	446,800	324,100	411,700	446,800				
111	323,900	412,300	447,400	324,700	412,700	447,400				
112	324,600	413,400	448,000	325,300	413,700	448,000				
113	325,200	414,500	448,500	326,000	414,800	448,500				
114	325,900	415,600	449,100	326,500	415,800	449,100				
115	326,600	416,700	449,700	327,000	416,800	449,700				
116	327,300	417,800	450,300	327,500	417,800	450,300				
117	327,800	418,700	450,800	328,100	418,700	450,800				
118	328,400	419,600	451,400	328,700	419,600	451,400				
119	329,000	420,500	452,000	329,300	420,500	452,000				
120	329,600	421,400	452,600	329,900	421,400	452,600				
121	330,300	422,400	453,100	330,400	422,400	453,100				
122	330,900	423,300	453,700	331,000	423,300	453,700				
123	331,500	424,200	454,300	331,600	424,200	454,300				
124	332,100	425,100	454,900	332,200	425,100	454,900				
125	332,800	425,900	455,400	332,800	425,900	455,400				
126	333,300	426,700	456,000	333,300	426,700	456,000				
127	333,800	427,500	456,600	333,800	427,500	456,600				
128	334,300	428,300	457,200	334,300	428,300	457,200				
129	334,700	429,100	457,700	334,700	429,100	457,700				
130	335,100	429,900	458,300	335,100	429,900	458,300				
131	335,500	430,700	458,900	335,500	430,700	458,900				
132	335,900	431,500	459,500	335,900	431,500	459,500				
133	336,400	432,100	460,000	336,400	432,100	460,000				
134	336,800	432,800		336,800	432,800					
135	337,200	433,500		337,200	433,500					
136	337,600	434,200		337,600	434,200					
137	337,900	434,900		337,900	434,900					
138	338,300	435,600		338,300	435,600					
139	338,700	436,300		338,700	436,300					
140	339,100	437,000		339,100	437,000					
141	339,300	437,700		339,300	437,700					
142	339,700	438,400		339,700	438,400					
143	340,100	439,100		340,100	439,100					
144	340,500	439,800		340,500	439,800					
145	340,700	440,300		340,700	440,300					
146	341,100	441,000		341,100	441,000					
147	341,500	441,700		341,500	441,700					
148	341,900	442,400		341,900	442,400					

現 行		改 正 案				備 考
149	342,100	442,900	342,100	442,900	149	
150	342,400	443,500	342,400	443,500	150	
151	342,700	444,100	342,700	444,100	151	
152	343,000	444,700	343,000	444,700	152	
153	343,400	445,400	343,400	445,400	153	
154	343,800	446,000	343,800	446,000	154	
155	344,200	446,600	344,200	446,600	155	
156	344,600	447,200	344,600	447,200	156	
157	344,800	447,900	344,800	447,900	157	
158	345,200		345,200		158	
159	345,600		345,600		159	
160	346,000		346,000		160	
161	346,200		346,200		161	
162	346,600		346,600		162	
163	347,000		347,000		163	
164	347,400		347,400		164	
165	347,600		347,600		165	
166	348,000		348,000		166	
167	348,400		348,400		167	
168	348,800		348,800		168	
169	349,000		349,000		169	
170	349,300		349,300		170	
171	349,600		349,600		171	
172	349,900		349,900		172	
173	350,300		350,300		173	
174	350,600		350,600		174	
175	350,900		350,900		175	
176	351,200		351,200		176	
177	351,600		351,600		177	
178	351,900		351,900		178	
179	352,200		352,200		179	
180	352,500		352,500		180	
181	352,900		352,900		181	
再任用 職員	234,000	277,500	234,000	277,500	再任用 職員	421,200
備考	<p>1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校高等部に勤務する実習助手並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。</p>				備考	421,200
再任用 職員	234,000	277,500	306,800	335,400	再任用 職員	421,200
備考	<p>1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校高等部に勤務する実習助手並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。</p>				備考	421,200
再任用 職員	234,000	277,500	306,800	335,400	再任用 職員	421,200
備考	<p>1 この表は、高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校高等部に勤務する実習助手並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。</p> <p>2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。</p>				備考	421,200

		現 行				改 正 案				備 考
		教 育 職 給 料 表 (2)				教 育 職 給 料 表 (2)				
職員の 区分	職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級		
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	
再任用職員以外の職員	1	148,800	164,400	285,600	411,600	150,900	166,700	287,700	412,700	
	2	150,300	166,500	288,600	413,100	152,500	168,800	290,700	414,200	
	3	151,800	168,600	291,600	414,600	154,100	170,900	293,700	415,700	
	4	153,300	170,700	294,600	416,100	155,700	173,000	296,700	417,200	
	5	154,900	172,800	297,600	417,600	157,100	175,100	299,700	418,600	
	6	156,700	175,000	300,700	419,100	158,900	177,300	302,700	420,100	
	7	158,500	177,200	303,800	420,600	160,700	179,500	305,700	421,600	
	8	160,300	179,400	306,900	422,100	162,500	181,700	308,700	423,100	
	9	162,200	181,700	309,900	423,700	164,400	184,000	311,800	424,700	
	10	164,200	184,500	312,800	425,100	166,400	186,800	314,700	426,100	
	11	166,200	187,300	315,700	426,500	168,400	189,600	317,600	427,500	
	12	168,200	190,100	318,600	427,900	170,400	192,400	320,500	428,900	
	13	170,300	192,800	321,400	429,200	172,500	195,100	323,200	430,200	
	14	172,500	194,500	323,700	430,600	174,700	196,800	325,500	431,600	
	15	174,700	196,200	326,000	432,000	176,900	198,500	327,800	433,000	
	16	176,900	197,900	328,300	433,400	179,100	200,200	330,100	434,400	
	17	179,200	199,700	330,600	434,700	181,400	201,900	332,300	435,600	
	18	181,700	201,400	332,900	436,000	183,900	203,600	334,600	436,800	
	19	184,200	203,100	335,200	437,300	186,400	205,300	336,900	438,000	
	20	186,700	204,800	337,500	438,600	188,900	207,000	339,200	439,200	
	21	189,300	206,600	339,800	439,900	191,500	208,700	341,500	440,500	
	22	191,000	208,500	342,100	441,300	193,200	210,600	343,800	441,800	
	23	192,700	210,400	344,400	442,700	194,900	212,500	346,100	443,100	
	24	194,400	212,300	346,700	444,100	196,600	214,400	348,400	444,400	
	25	195,900	214,000	348,900	445,300	198,100	216,100	350,600	445,700	
	26	197,500	216,000	350,800	446,600	199,700	218,100	352,500	447,000	
	27	199,100	218,000	352,700	447,900	201,300	220,100	354,400	448,300	
	28	200,700	220,000	354,600	449,200	202,900	222,100	356,300	449,600	
	29	202,400	221,900	356,500	450,500	204,500	224,000	358,200	450,800	
	30	204,100	224,600	358,400	451,700	206,200	226,700	360,000	452,000	
	31	205,800	227,300	360,300	452,900	207,900	229,400	361,800	453,200	
	32	207,500	230,000	362,200	454,100	209,600	232,100	363,600	454,400	

別表第2

別表第2

現 行		改 正 案		備 考				
33	209,000	232,800	211,100	33	363,900	234,900	365,500	455,300
34	210,700	235,700	212,800	34	365,700	237,700	367,300	456,400
35	212,400	238,600	214,500	35	367,500	240,500	369,100	457,300
36	214,100	241,500	216,200	36	369,300	243,300	370,900	458,200
37	215,700	244,300	217,700	37	371,200	246,200	372,700	458,900
38	217,400	247,100	219,400	38	372,800	249,000	374,200	459,800
39	219,100	249,900	221,100	39	374,400	251,800	375,700	460,700
40	220,800	252,700	222,800	40	376,000	254,600	377,200	461,600
41	222,600	255,500	224,600	41	377,400	257,400	378,800	462,500
42	224,400	258,300	226,400	42	378,900	260,000	380,300	463,400
43	226,200	261,100	228,200	43	380,400	262,600	381,800	464,300
44	228,000	263,900	230,000	44	381,900	265,200	383,300	465,200
45	229,900	266,700	231,800	45	383,500	267,600	384,900	466,000
46	231,600	269,500	233,500	46	385,100	270,100	386,500	
47	233,300	272,300	235,200	47	386,700	272,600	388,100	
48	235,000	275,100	236,900	48	388,300	275,100	389,700	
49	236,700	277,800	238,600	49	389,800	277,700	391,100	
50	238,300	280,600	240,200	50	391,300	280,300	392,500	
51	239,900	283,400	241,800	51	392,800	282,900	393,900	
52	241,500	286,200	243,400	52	394,300	285,500	395,300	
53	243,100	289,000	244,900	53	395,800	287,900	396,800	
54	244,700	291,800	246,500	54	396,800	290,400	398,100	
55	246,300	294,600	248,100	55	398,100	292,900	399,400	
56	247,900	297,400	249,700	56	399,400	295,400	400,700	
57	249,600	300,200	251,300	57	400,600	297,800	401,900	
58	251,100	303,000	252,800	58	401,900	300,400	403,200	
59	252,600	305,800	254,300	59	403,200	303,000	404,500	
60	254,100	308,600	255,800	60	404,500	305,600	405,800	
61	255,700	311,400	257,300	61	405,800	308,200	407,000	
62	257,100	314,200	258,700	62	407,000	310,700	408,300	
63	258,500	317,000	260,100	63	408,300	313,200	409,600	
64	259,900	319,800	261,500	64	409,600	315,700	410,900	
65	261,400	322,600	263,000	65	410,800	318,100	412,000	
66	263,000	325,400	264,600	66	411,900	320,300	413,100	
67	264,600	328,200	266,200	67	413,000	322,500	414,200	
68	266,200	331,000	267,800	68	414,100	324,700	415,300	
69	267,800	333,800	269,400	69	415,300	327,000	416,500	
70	269,300	336,600	270,800	70	416,400	329,200	417,600	
71	270,800	339,400	272,200	71	417,500	331,400	418,700	
72	272,300	342,200	273,600	72	418,600	333,600	419,800	

現 行	改 正 案	備 考			
113	306,400	392,400	113	307,500	393,200
114	306,700	393,400	114	307,800	394,200
115	307,000	394,400	115	308,100	395,200
116	307,300	395,400	116	308,400	396,200
117	307,400	396,300	117	308,500	397,000
118	307,700	397,200	118	308,800	397,900
119	308,000	398,100	119	309,100	398,800
120	308,300	399,000	120	309,400	399,700
121	308,400	399,800	121	309,500	400,400
122	308,700	400,700	122	309,800	401,200
123	309,000	401,600	123	310,100	402,000
124	309,300	402,500	124	310,400	402,800
125	309,500	403,200	125	310,500	403,500
126	309,800	404,000	126	310,800	404,200
127	310,100	404,800	127	311,100	404,900
128	310,400	405,600	128	311,400	405,600
129	310,600	406,300	129	311,500	406,300
130	310,900	407,000	130	311,800	407,000
131	311,200	407,700	131	312,100	407,700
132	311,500	408,400	132	312,400	408,400
133	311,700	408,900	133	312,500	408,900
134	312,000	409,500	134	312,800	409,500
135	312,300	410,100	135	313,100	410,100
136	312,600	410,700	136	313,400	410,700
137	312,800	411,400	137	313,500	411,400
138	313,100	412,000	138	313,800	412,000
139	313,400	412,600	139	314,100	412,600
140	313,700	413,200	140	314,400	413,200
141	313,900	413,900	141	314,500	413,900
142	414,500	414,500	142	414,500	414,500
143	415,100	415,100	143	415,100	415,100
144	415,700	415,700	144	415,700	415,700
145	416,300	416,300	145	416,300	416,300
146	416,900	416,900	146	416,900	416,900
147	417,500	417,500	147	417,500	417,500
148	418,100	418,100	148	418,100	418,100
149	418,700	418,700	149	418,700	418,700
150	419,300	419,300	150	419,300	419,300
151	419,900	419,900	151	419,900	419,900
152	420,500	420,500	152	420,500	420,500

現 行	改 正 案	備 考																																																				
<table border="1"> <tr><td>153</td><td>421,100</td></tr> <tr><td>154</td><td>421,700</td></tr> <tr><td>155</td><td>422,300</td></tr> <tr><td>156</td><td>422,900</td></tr> <tr><td>157</td><td>423,500</td></tr> <tr><td>158</td><td>424,100</td></tr> <tr><td>159</td><td>424,700</td></tr> <tr><td>160</td><td>425,300</td></tr> <tr><td>161</td><td>425,900</td></tr> <tr><td>再任用職員</td><td>225,200</td></tr> <tr><td></td><td>274,200</td></tr> <tr><td></td><td>328,600</td></tr> <tr><td></td><td>411,000</td></tr> </table> <p>備考 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに小学校に勤務する講師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。</p>	153	421,100	154	421,700	155	422,300	156	422,900	157	423,500	158	424,100	159	424,700	160	425,300	161	425,900	再任用職員	225,200		274,200		328,600		411,000	<table border="1"> <tr><td>153</td><td>421,100</td></tr> <tr><td>154</td><td>421,700</td></tr> <tr><td>155</td><td>422,300</td></tr> <tr><td>156</td><td>422,900</td></tr> <tr><td>157</td><td>423,500</td></tr> <tr><td>158</td><td>424,100</td></tr> <tr><td>159</td><td>424,700</td></tr> <tr><td>160</td><td>425,300</td></tr> <tr><td>161</td><td>425,900</td></tr> <tr><td>再任用職員</td><td>225,200</td></tr> <tr><td></td><td>274,200</td></tr> <tr><td></td><td>328,600</td></tr> <tr><td></td><td>411,000</td></tr> </table> <p>備考 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、副園長、教諭、養護教諭、講師、助教諭及び養護助教諭並びに小学校に勤務する講師並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。</p>	153	421,100	154	421,700	155	422,300	156	422,900	157	423,500	158	424,100	159	424,700	160	425,300	161	425,900	再任用職員	225,200		274,200		328,600		411,000	
153	421,100																																																					
154	421,700																																																					
155	422,300																																																					
156	422,900																																																					
157	423,500																																																					
158	424,100																																																					
159	424,700																																																					
160	425,300																																																					
161	425,900																																																					
再任用職員	225,200																																																					
	274,200																																																					
	328,600																																																					
	411,000																																																					
153	421,100																																																					
154	421,700																																																					
155	422,300																																																					
156	422,900																																																					
157	423,500																																																					
158	424,100																																																					
159	424,700																																																					
160	425,300																																																					
161	425,900																																																					
再任用職員	225,200																																																					
	274,200																																																					
	328,600																																																					
	411,000																																																					
<p>別表第2の2 特定任期付教育職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給 給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td>375,000</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>424,000</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>477,000</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td>541,000</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>617,000</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td>721,000</td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td>844,000</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 この表は、福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年福岡市条例第51号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された教育職員に適用する。</p>	号	給 給	給 料 月 額	1		375,000	2		424,000	3		477,000	4		541,000	5		617,000	6		721,000	7		844,000	<p>別表第2の2 特定任期付教育職員給料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>給 給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td></td><td>377,000</td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td>426,000</td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td>479,000</td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td>542,000</td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td>618,000</td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td>722,000</td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td>845,000</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 この表は、福岡市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成14年福岡市条例第51号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された教育職員に適用する。</p>	号	給 給	給 料 月 額	1		377,000	2		426,000	3		479,000	4		542,000	5		618,000	6		722,000	7		845,000					
号	給 給	給 料 月 額																																																				
1		375,000																																																				
2		424,000																																																				
3		477,000																																																				
4		541,000																																																				
5		617,000																																																				
6		721,000																																																				
7		844,000																																																				
号	給 給	給 料 月 額																																																				
1		377,000																																																				
2		426,000																																																				
3		479,000																																																				
4		542,000																																																				
5		618,000																																																				
6		722,000																																																				
7		845,000																																																				

現 行		改 正 案		備 考
別表第3				
別表第3		別表第3		
給料の調整額定額表		給料の調整額定額表		
職務の級	給料の調整額	職務の級	給料の調整額	
1 級	11,625円。ただし、 1号給 8,370円 2号給 8,453円 3号給 8,538円 4号給 8,622円 5号給 8,712円 6号給 8,813円 7号給 8,915円 8号給 9,016円 9号給 9,123円 10号給 9,236円 11号給 9,348円 12号給 9,461円 13号給 9,578円 14号給 9,702円 15号給 9,826円 16号給 9,950円 17号給 10,080円 18号給 10,220円 19号給 10,361円 20号給 10,501円 21号給 10,647円 22号給 10,743円 23号給 10,838円 24号給 10,935円 25号給 11,018円 26号給 11,115円 27号給 11,210円 28号給 11,306円 29号給 11,390円 30号給 11,486円 31号給 11,581円	1 級	11,625円。ただし、 1号給 8,487円 2号給 8,577円 3号給 8,667円 4号給 8,757円 5号給 8,836円 6号給 8,937円 7号給 9,038円 8号給 9,140円 9号給 9,247円 10号給 9,360円 11号給 9,472円 12号給 9,585円 13号給 9,702円 14号給 9,826円 15号給 9,950円 16号給 10,073円 17号給 10,203円 18号給 10,343円 19号給 10,485円 20号給 10,625円 21号給 10,771円 22号給 10,867円 23号給 10,962円 24号給 11,058円 25号給 11,142円 26号給 11,232円 27号給 11,322円 28号給 11,412円 29号給 11,508円 30号給 11,603円	

現 行	改 正 案	備 考
<p>2 級</p> <p>14,250円。ただし、</p> <p>1 号給 10,845円 2 号給 10,940円 3 号給 11,036円 4 号給 11,131円 5 号給 11,232円 6 号給 11,328円 7 号給 11,423円 8 号給 11,520円 9 号給 11,621円 10号給 11,727円 11号給 11,835円 12号給 11,941円 13号給 12,037円 14号給 12,150円 15号給 12,262円 16号給 12,375円 17号給 12,481円 18号給 12,633円 19号給 12,785円 20号給 12,937円 21号給 13,095円 22号給 13,257円 23号給 13,421円 24号給 13,583円 25号給 13,741円 26号給 13,898円 27号給 14,056円 28号給 14,213円</p>	<p>2 級</p> <p>14,375円。ただし、</p> <p>1 号給 10,973円 2 号給 11,070円 3 号給 11,165円 4 号給 11,261円 5 号給 11,356円 6 号給 11,452円 7 号給 11,547円 8 号給 11,643円 9 号給 11,738円 10号給 11,846円 11号給 11,952円 12号給 12,060円 13号給 12,155円 14号給 12,267円 15号給 12,380円 16号給 12,492円 17号給 12,600円 18号給 12,751円 19号給 12,903円 20号給 13,055円 21号給 13,212円 22号給 13,370円 23号給 13,527円 24号給 13,685円 25号給 13,848円 26号給 14,006円 27号給 14,163円 28号給 14,321円</p>	

現 行	改 正 案	備 考
	<p>附 則 (施行期日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、公布の日から施行する。 (適用日) 2 この条例による改正後の福岡市立学校職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。 (給与の内払) 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の福岡市立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。 	

議案第 253 号 福岡市立雁の巣児童体育館に係る指定管理者の指定について

1 議案提出の理由

本市が設置する福岡市立雁の巣児童体育館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるもの。

2 議案の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市立雁の巣児童体育館

(2) 指定管理者に指定する者

福岡市東区雁の巣一丁目 6 番 20 号

福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会

(3) 指定する期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 議案の説明

(1) 指定管理者の指定の理由

当該体育館は、米軍施設の設置に伴い、児童の課外活動等の障害を緩和するために設置された青少年教育施設である。昭和 46 年設置当初から地元の運営委員会に管理を委託し、また平成 18 年度からは運営委員会を指定管理者として管理運営を行ってきたが、その指定期間が平成 27 年 3 月 31 日で終了となるため、平成 27 年度以降の指定管理者について指定を行うものである。

指定管理者の選定については、設置経緯や地域に根ざした当施設の特異性から、地元団体による管理が望ましいこと、また現在管理を受託している「雁の巣児童体育館管理運営委員会」は、設置当初より管理運営を受託し、適切な管理運営を行ってきたことから、公募は行わず、引き続き当運営委員会を指定管理者とする。

なお、指定管理の期間については、本市の「指定管理者の指定の手続きに関するガイドライン」に原則 5 年を超えない期間とすることが定められていることから、5 年間とする。

(2) 業務の内容

施設の運営、施設利用の調整、施設・設備等の維持及び軽微な修繕等の業務。

4 今後のスケジュール(予定)

(1) 平成 27 年 3 月 31 日まで

指定管理者と協定書を締結

(2) 平成 27 年 4 月 1 日から

指定管理者による管理の開始

[参考：福岡市立雁の巣児童体育館の概要]

(1) 設置目的

体育及びレクリエーション活動を通じて、児童の心身ともに健全な育成に寄与する。(福岡市立雁の巣児童体育館条例第1条)

(2) 施設の概要

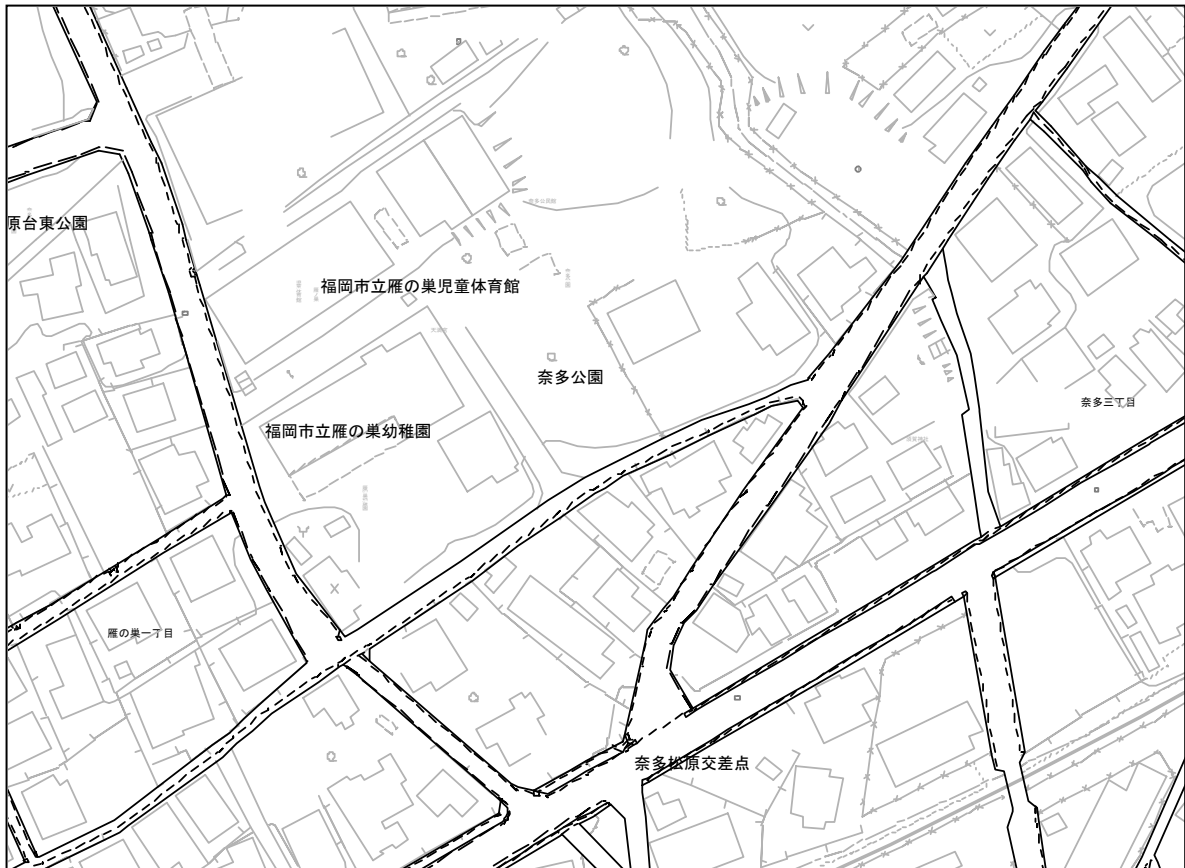
所在地 東区雁の巣一丁目6番20号
設置年月日 昭和46年4月1日
構造 鉄骨造平屋建
延床面積 427.23 m² (敷地面積 842.16 m²)

(3) 利用状況等

開館時間 午前9時から午後9時まで
休館日 毎週月曜及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
利用対象 ①市内に居住する児童及びその団体
②社会教育及び児童福祉関係の各種団体の指導者
③教育長が利用を認めた者
利用状況 延べ利用者数 21,835人(平成25年度)

(4) 平成25年度委託料決算額 4,239,600円

(位置図)



(外観)



(内部)



議案第 258 号 第 2 給食センター整備運営事業に係る契約の締結について

1 事業の概要

(1) 事業名称

第 2 給食センター整備運営事業

(2) 事業の基本的内容

ア 施設内容

- ・事業用地：福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目 15 番 1
- ・敷地面積：約 12,605 m²
- ・供給能力：13,000 食／日程度（アレルギー対応食及び二次加工食を含む。）

イ 事業方式

P F I 法に基づき、事業者が本施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運営業務を行う方式（調理配送包括型 B T O：Build-Transfer-Operate）により実施する。

ウ 事業内容

第 2 給食センター及び学校配膳室の設計、建設、開業準備並びに維持管理及び運営に関する業務

エ 事業期間

事業期間	事業契約締結日（12 月議会議決後）～平成 43 年 3 月末
・設計・建設期間	事業契約締結日～平成 28 年 7 月 15 日
・開業準備期間	平成 28 年 8 月 1 日～平成 28 年 8 月末
・供用開始日	平成 28 年 9 月 1 日
・維持管理・運営期間	平成 28 年 9 月 1 日～平成 43 年 3 月末

2 事業者の選定

第 2 給食センター事業者選定委員会は、応募があった 2 グループにおける提案内容等の審査を行い、総合評価点第 1 位のグループを最優秀提案として選定した。

本市は、その結果を踏まえ、東洋食品グループを落札者として決定した。

東洋食品グループ	代表企業	株式会社東洋食品
	構成員	株式会社フジタ 九州支店 株式会社旭工務店 タニコー株式会社 西福岡営業所 株式会社中西製作所 九州支店 株式会社サン・ライフ NEC キャピタルソリューション株式会社 九州支店
	協力企業	パシフィックコンサルタンツ株式会社 九州支社 株式会社雅禧建築設計事務所 照栄建設株式会社 株式会社西中洲樋口建設 九州商運株式会社 株式会社麻生

(1) 事業者選定過程

日 程	内 容
平成 26 年 4 月 3 日	入札公告, 入札説明書等の公表
平成 26 年 7 月 15 日	事業者提案の受付締切 (入札実施)
〃	事業者選定委員会による審査
平成 26 年 9 月 19 日	第 7 回事業者選定委員会 (最優秀提案者の選定)
平成 26 年 9 月 26 日	落札者の公表

(2) 事業者選定委員会の構成

委員長	竹下 輝和	九州大学名誉教授
副委員長	大石 桂一	九州大学大学院 経済学研究院教授
委 員	藤本 一壽	九州大学大学院 人間環境学研究院教授
〃	片桐 義範	福岡女子大学 国際文理学部 食・健康学科准教授
〃	簗田 輝	福岡市 P T A 協議会 副会長
〃	橋本 淳	福岡市教育委員会教育次長

(3) 事業者選定方法

総合評価一般競争入札方式により, 性能審査と価格審査を行い, 総合評価を行った。

$\text{総合評価点 (1,000 点満点)} = \text{性能審査 (750 点満点)} + \text{価格審査 (250 点満点)}$
--

	登録番号 A	登録番号 B
性能審査 (性能評価点)	496.25	455.00
価格審査 (価格評価点)	250	242
総合評価点	746.25	697.00

ア 性能審査

提案内容について, 落札者決定基準に示す加点項目ごとに評価基準に従い得点を付与した。

評価項目 (評価の視点)	配点	登録番号 A	登録番号 B
事業計画			
資金調達計画	20	10	10
事業収支計画	20	15	15
事業継続	20	15	10
リスク管理の考え方	20	15	10
地域社会, 地域経済への貢献	100	75	75
事業計画小計	180	130	120

施設整備			
安全性・防災性（構造計画，火災等の事故防止，災害時機能維持，防犯性）	20	10	10
給食エリアのゾーニング及び配置計画	30	15	22.5
全体動線計画	15	7.5	7.5
各室の環境衛生・快適性	20	15	10
ユニバーサルデザインへの配慮	10	5	5
調理設備機器の性能	20	10	10
経済性（LCCの低減，フレキシビリティ・更新性・耐久性，事業終了時の経済性）	25	18.75	18.75
環境性（環境負荷の低減，周辺環境保全・外観）	25	12.5	18.75
その他（施工計画，施設整備に関する体制及びモニタリング）	20	15	15
施設整備小計	185	108.75	117.5
維持管理			
維持管理業務体制	20	15	10
維持管理業務内容	20	10	10
修繕計画	20	15	10
維持管理小計	60	40	30
運営			
調理体制	30	22.5	15
給食調理業務	30	22.5	15
衛生管理業務	30	22.5	15
配送・学校配膳室業務	30	15	15
アレルギー対応食の提供	20	10	15
特別支援学校二次加工食の提供	20	15	15
事故の未然防止・再発防止，緊急時の対応	20	10	10
運営支援	15	7.5	7.5
（公財）福岡市学校給食公社職員の受入れ	40	20	20
働きやすい職場環境づくり	20	15	15
運営小計	255	160	142.5
営業停止状況（入札書類第一次審査の評価点）	20	20	20
提案全般に関する評価	50	37.5	25
合 計	750	496.25	455.00

イ 価格審査

入札価格に対して，最低入札価格を基準とし，次式で価格評価点を付与した。価格評価点の計算にあたっては，小数点第一位以下を四捨五入した。

$$\text{価格評価点} = 250 \text{ 点} \times \text{最低入札価格} / \text{入札価格}$$

	登録番号A	登録番号B
入札価格（円）	10,922,617,367	11,263,010,185
価格評価点	250	242

※入札価格には，消費税及び地方消費税を含まない。

3 契約の相手方

株式会社 福岡市第2学校給食サービス

4 契約価額

11,766,335,584 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、給食提供数、物価又は金利の変動等により増減が生じることがある。

【参考】

入札予定価格	11,388,247,000 円（消費税及び地方消費税を除く）
落札価格	10,922,617,367 円（消費税及び地方消費税を除く）
落札率	95.9%

5 本契約の特徴

○ 包括委託による契約

本事業はPFI方式で実施するため、施設の設計、建設、開業準備及び維持管理・運営業務を包括して委託する契約書となる。

○ 特別目的会社（本事業の目的だけのために設立する会社）の設置

本契約は落札者グループが出資して設立する特別目的会社である「株式会社 福岡市第2学校給食サービス」との間で締結する。

○ 本事業の履行に際しての有効書類

事業の履行に際しては、本契約のほか、入札説明書、要求水準書、事業者の提案書類、入札時の質疑回答内容等の一連の書類が有効書類となる。

○ 契約価額の変更

長期契約による事業者側のリスクを減らすことなどを目的として、次の場合に契約価額の変更を行う。

- ・ 運営期間中の提供給食数の変動
- ・ 建設期間中及び維持管理・運営期間中の物価変動
- ・ 建設期間中（融資実行前）の金利変動
- ・ 維持管理・運営や税制度等に関する法令変更

○ モニタリング（委託業務の監視）結果による減額

市によるモニタリングにより、市が示した要求水準書等のレベルに達しないと判断される場合や、食中毒事故等が発生した場合には、段階的に支払金額の減額を行う。

(参考) 応募事業者構成メンバー一覧 (五十音順)

シダックス大新東 ヒューマンサービス グループ	代表企業	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
	構成員	松尾建設株式会社 福岡支店 株式会社北洋建設 株式会社マルゼン 福岡営業所 九州メンテナンス株式会社 株式会社日立建設設計 笠戸事務所 株式会社匠建築研究所 株式会社東海テック
	協力企業	九州商運株式会社
東洋食品 グループ	代表企業	株式会社東洋食品
	構成員	株式会社フジタ 九州支店 株式会社旭工務店 タニコー株式会社 西福岡営業所 株式会社中西製作所 九州支店 株式会社サン・ライフ NECキャピタルソリューション株式会社 九州支店
	協力企業	パシフィックコンサルタンツ株式会社 九州支社 株式会社雅禧建築設計事務所 照栄建設株式会社 株式会社西中洲樋口建設 九州商運株式会社 株式会社麻生

第2 給食センターの概要について

完成予想図



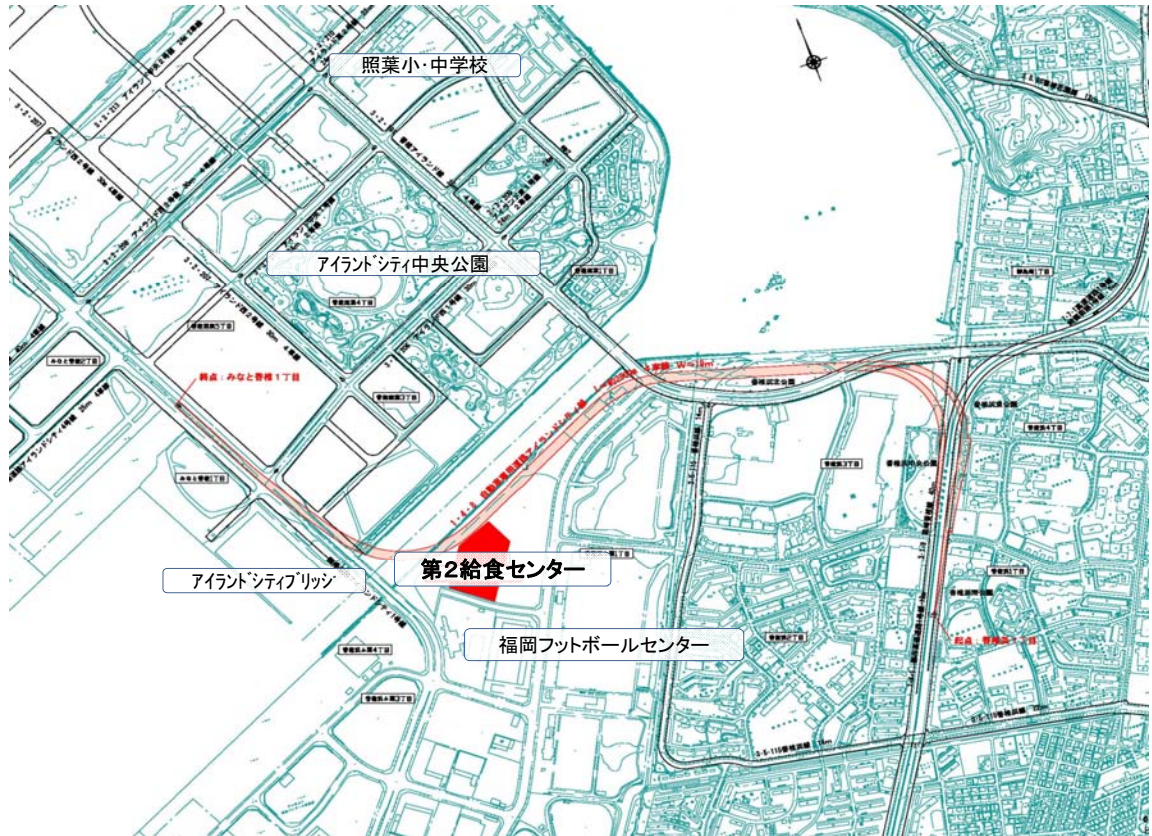
※完成予想図は予定であり、今後変わる可能性があります

1. 施設概要

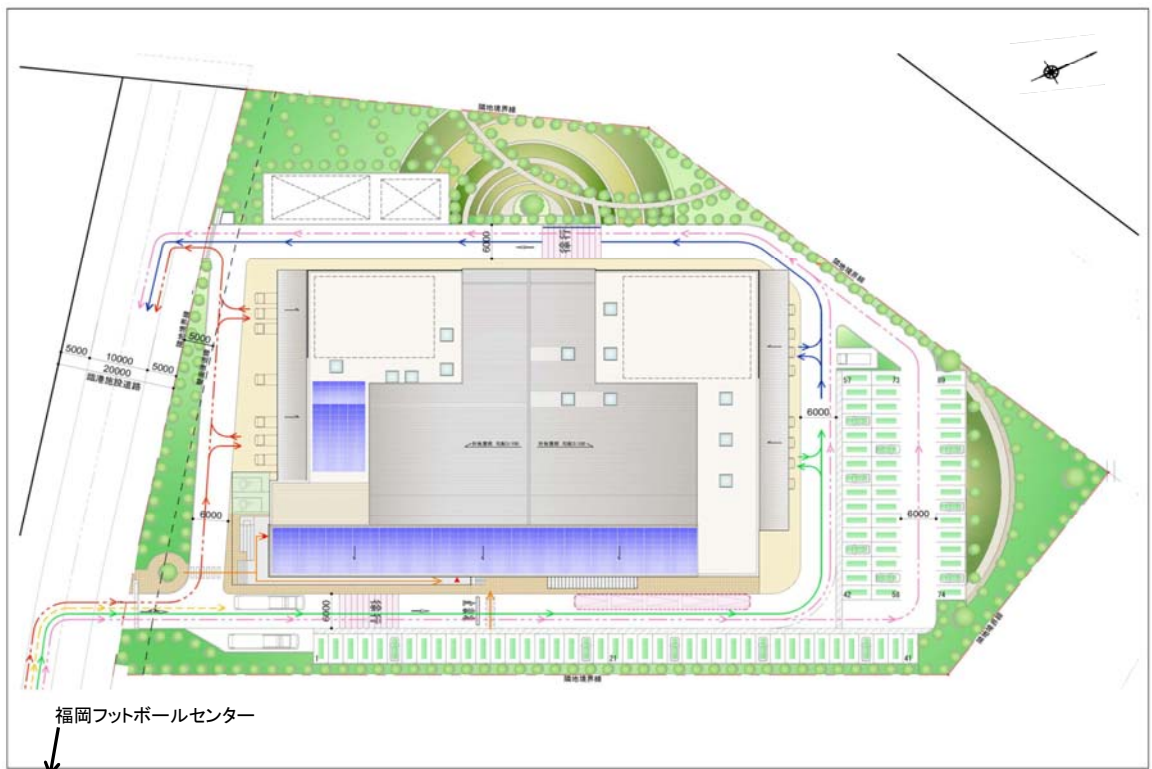
項目	内容	備考
構造	鉄骨造（一部 RC 造）	
階数	地上 2 階建	
敷地面積	約 12,605 m ²	
建築面積	約 4,600 m ²	
延床面積	約 5,500 m ²	1 階約 4,300 m ² 2 階約 1,200 m ²

2. 事業スケジュール

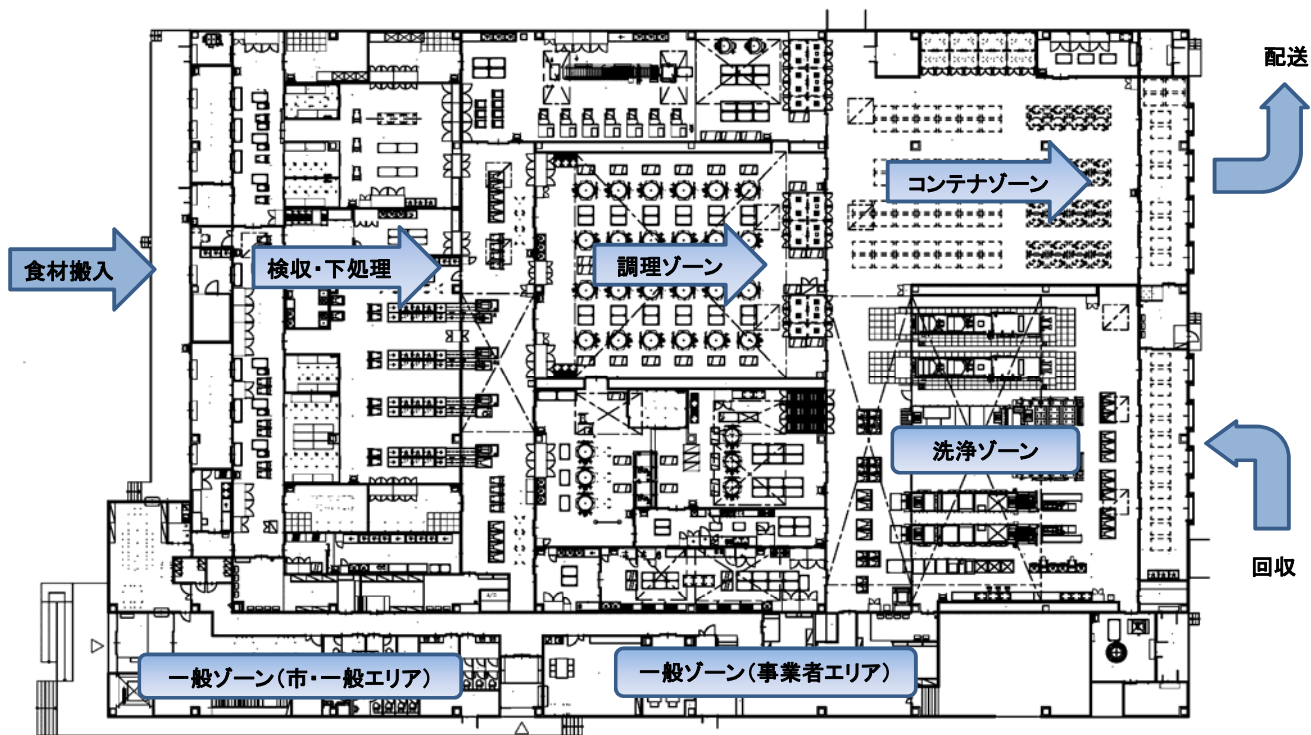
	平成27年度							平成28年度					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	下半期	4月	5月	6月	7月	8月	9月～
実施設計	→												
建設					→								
開業準備 ～開業												開業準備	稼働



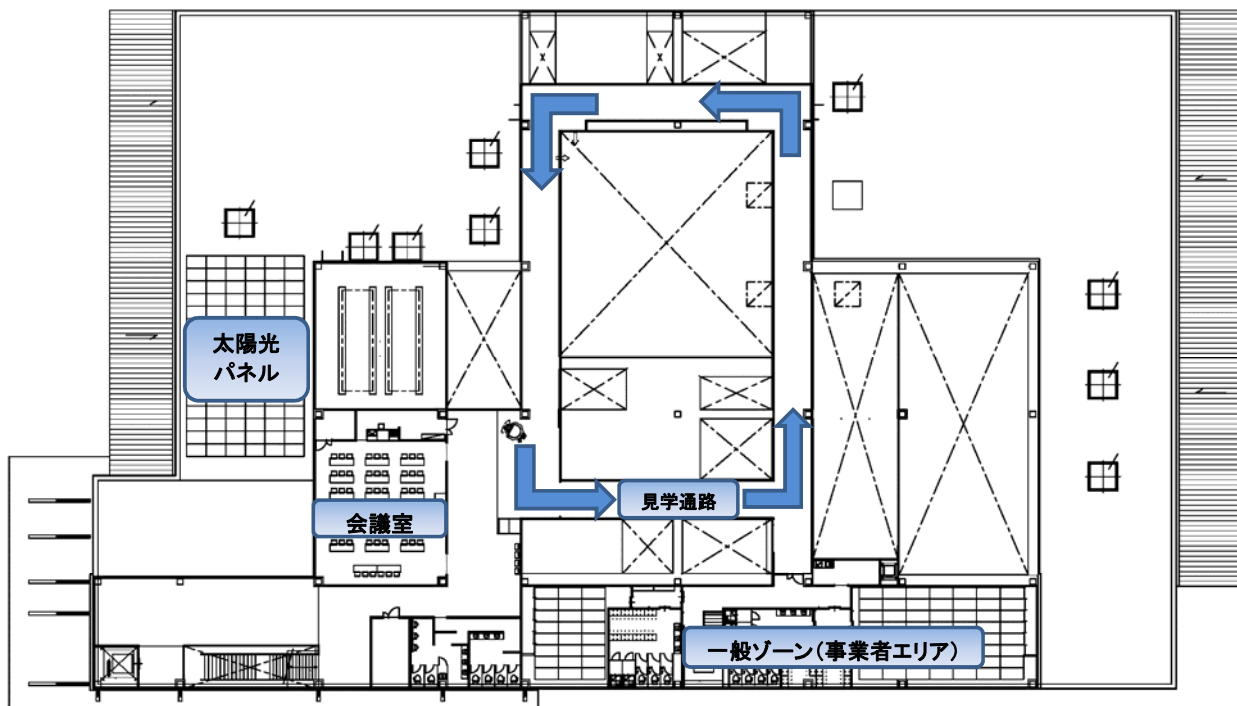
位置図

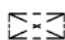


配置図



1階平面図




 吹抜け部分を示す
 (吹抜けからは調理工程が見学できます)

2階平面図